

国土の管理構想で活用可能な事業・制度

令和7年3月
国土交通省国土政策局総合計画課
国土管理企画室

①国土交通省による策定支援

	事業名	活用が想定される 管理構想	概要	頁
1	国土管理企画室による支援	都道府県・市町村・地域	モデル事業・実証調査、手引きの作成、講習会の開催等を通じた管理構想の取組・検討支援。	3

②管理構想の検討に活用可能な事業・制度

1	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度	市町村・地域	外部の専門家に関する情報提供を行うとともに、招へいに必要な経費について支援(市町村に対する特別交付税措置)。	6
2	集落支援員制度	地域	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材(集落支援員)の設置、集落支援員による集落の巡回・状況把握、話し合いの実施等に対する支援。	7
3	所有者不明土地対策事業費補助金	市町村・地域	市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策(所有者不明土地等の実態把握、土地の所有者探索等)や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助。 所有者不明土地等の実態把握により収集した情報を管理構想の策定の参考にすることも可能。	8

③管理構想の記載内容に応じて活用可能な事業・制度

1	まちづくり連携砂防等事業	市町村	市町村管理構想に位置づけられた地域生活拠点等を保全するため、都道府県による砂防事業(補助事業)への支援。	10
2	都市再生整備計画関連事業	市町村・地域	市町村管理構想・地域管理構想に位置づけられた地域生活拠点(※)における、まちづくり関連事業への支援。また、立地適正化計画と整合した管理構想等を策定することで、重点配分。 (※)都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分に位置するものに限る。	12

④管理構想に位置付けた粗放的管理等を実施する上で活用可能な事業

1	最適土地利用総合対策	地域	営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、「土地利用構想」を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援。 ※事業申請に必要な「土地利用構想」について、地域管理構想の内容を記載可能。	16
---	------------	----	--	----

上記以外の関係事業について、以下HPにて掲載しています。

○国土交通省HP「国土の管理構想」ポータルサイト <https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000130.html>



①国土交通省による策定支援

○令和5年7月に閣議決定した、国土利用計画(全国計画)において、管理構想を全国で進めることとされた。

(策定にあたる財政的・技術的な支援)

- ・令和4年9月に「策定の手引き」を作成。
- ・現在、国土交通省では、モデル事業等による策定支援を実施
 - ・令和6年度は6件支援中。うち、R6年度の新規採択は、長野県飯山市、福島県三春町の2件

(有識者等による詳しい講習会)

- ・管理構想に関する講習会を開催

- ・R6/10/21管理構想研修会「管理構想を知ろう」を有識者と連携の上、実施。
- ・R6/11/19管理構想研修会「管理構想を作ろう」を実施

※10/21アーカイブ動画について
国交省YouTubeで配信中



(策定にあたる負担軽減)

- ・各自治体における負担軽減のため、管理構想は、都道府県や市町村が作成する国土利用計画と一体的に策定することが可能
 - ・R5/9/29管理構想と国土利用計画が一体作成可能である旨の局長通知を発出
 - ・R6/6/17都道府県管理構想と国土利用計画の一体的作成方法について、局長通知を発出
 - ・R6/4/18 都道府県担当者会議を開催し、管理構想の必要性や国交省事業等を説明



庁内職員の検討部会(うきは市)



市町村管理構想・地域管理構想 講習会
人口減少社会における
土地の利用・管理と地域づくり
～これからの地域の土地の使い方をみんなで考えよう～
令和5年10月19日(木)14:00～16:30(オンライン開催)

講習会の開催

- 人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、「国土の管理構想」(令和3年6月)に基づき、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法、土地の管理の在り方等を検討する、国土利用計画の実行計画としての役割を担う管理構想を、都道府県、市町村、地域の各レベルで策定することが重要となる。
- このため、管理構想の全国展開に向けて、特に市町村や地域における実践的な取組を推進する観点から、管理構想策定の自走化支援を強化するための「人材の育成強化」及びDXを活用した「策定プロセスの簡易化」に向けた取組を実施するとともに、「半島地域等における実証調査」等を行う。

■国土形成計画・国土利用計画における位置付け

国土形成計画 第1部第3章第4節人口減少下の国土利用・管理 1. 持続可能な国土・地域の形成に資する最適利用・管理 等
 国土利用計画 1. (1)イ国土利用の基本方針(ア)地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理、(エ)国土利用・管理DX 等

■調査内容

① 管理構想策定の自走化支援の強化

○人材の育成強化

- ・策定促進に当たっては、多様な主体(※)の参画を促し、策定能力の向上を図ることが重要であることから、これまでのモデル形成調査の成果も活用しながら、有識者や実践者による、人材育成プログラムを企画・実施。 ※自治体職員、地域住民・団体のほか、地域おこし協力隊、大学・研究機関、民間企業等
- ・策定の実例や効果をわかりやすく整理・周知するため、事例集等を作成。

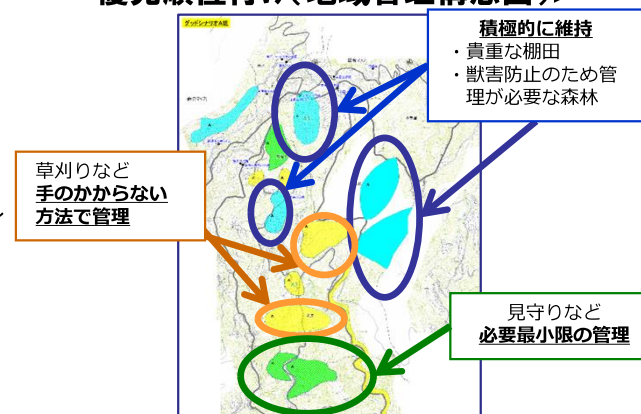
○DXを活用した策定プロセスの簡略化

- ・管理構想の策定に必要となる、将来人口や土地利用等のデータ収集や地図の重ね合わせ作業が、自治体等の負担となっていることから、DXの活用により策定プロセスの簡易化を図るため、データの整理や方策等の検討を実施。

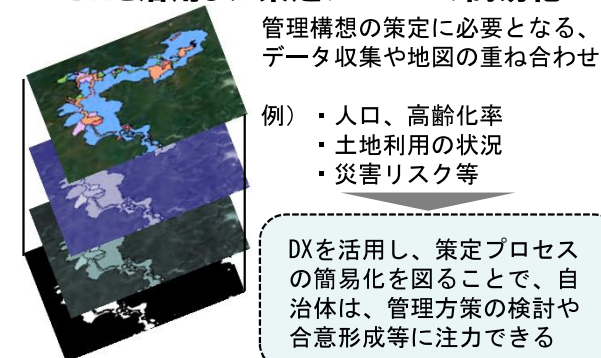
② 半島地域等における実証調査

- ・半島地域等の特に人口減少が懸念される地域において、災害リスク等も踏まえた、土地の利用・管理方法の転換を図る観点から、管理構想の策定の手引きへの反映等も視野に、管理構想の検討について実証調査等を実施。

<地域における国土管理の優先順位付け(地域管理構想図)>



<DXを活用した策定プロセスの簡易化>



②管理構想の検討に活用可能な事業・制度

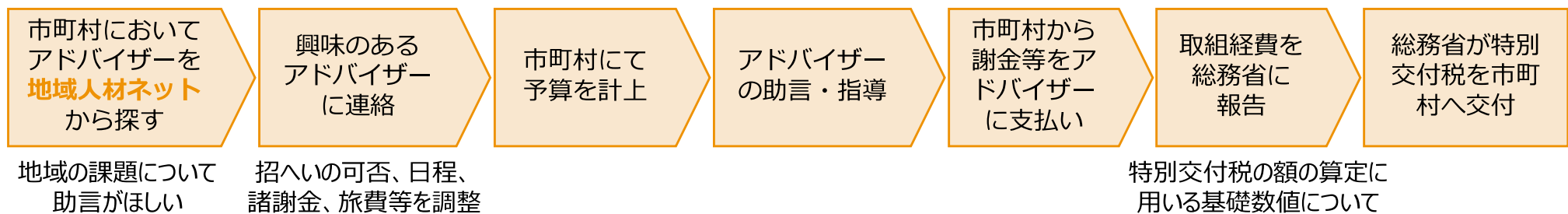
- 外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度
- 集落支援員制度
- 所有者不明土地対策事業費補助金

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- 民間専門家活用（560万円／年）
- 先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 485万円

兼任 40万円

※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R5年度)

専任 2,214人

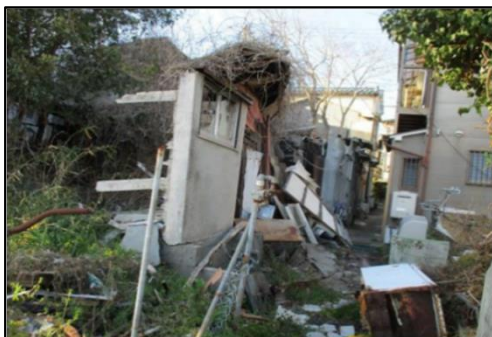
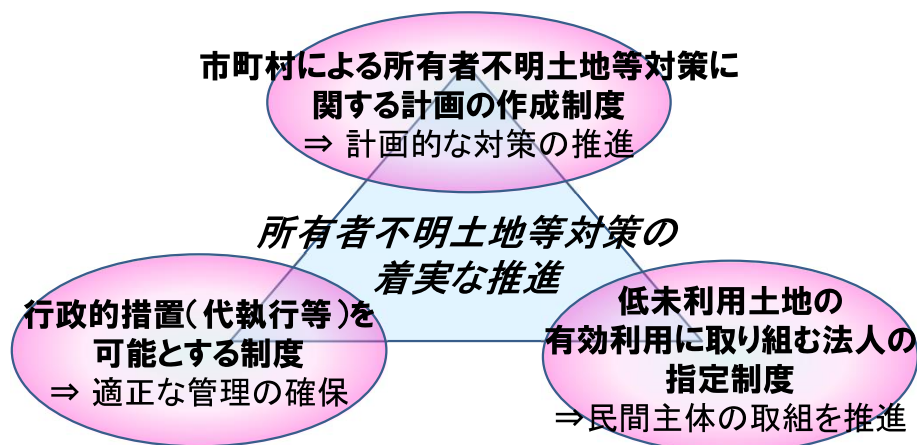
兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 4 割が60代
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

○所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助を行う。

所有者不明土地法における制度



瓦礫が放置され、雑草の繁茂や不法投棄も発生している管理不全状態の土地



樹木や雑草が繁茂し、有効利用されていない土地

基本事業・関連事業

下線部: R6拡充内容

- 施 行 者: 地方公共団体、推進法人※ 等
※ 市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人
- 補助対象: 所有者不明土地対策計画 (一定の要件を満たす既存計画を含む) に基づく以下の取組
 - ・ 所有者不明土地等の実態把握
 - ・ 所有者不明土地対策計画の作成
 - ・ 土地の所有者探索や、土地の利活用のための手法等の検討
 - ・ 土地の管理不全状態解消 (門、塀等の工作物や樹木の除去等)
 - ・ 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための法務手続等
 - ・ 上記の基本事業と合わせて実施することが必要な関連事業 等
- 補 助 率:
 - ・ 地方公共団体が施行者の場合: 1/2*
 - ・ 推進法人等が施行者の場合: 1/3 (地方公共団体負担1/3*)

* 地方公共団体負担分について、特別交付税措置を講じる(措置率 最大1/2)

モデル事業

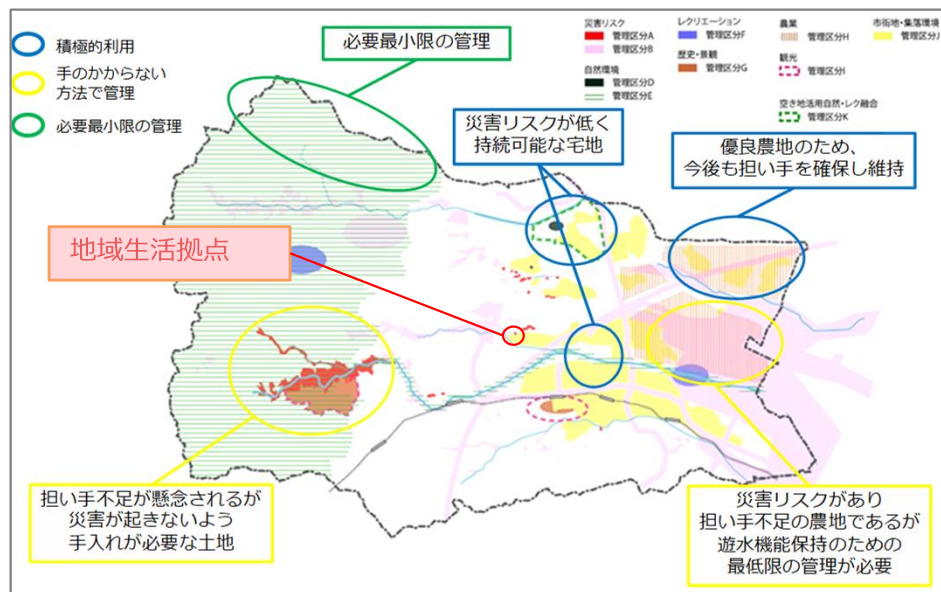
- 施 行 者: 特定非営利活動法人、民間事業者、地方公共団体 等
- 補助対象:
 - ・ 推進法人の指定の円滑化に資する取組
 - ・ 市町村の既存計画に基づく空き地の利活用等を図る取組 等
- 補 助 率: 定額

③管理構想の記載内容に応じて活用可能な事業・制度

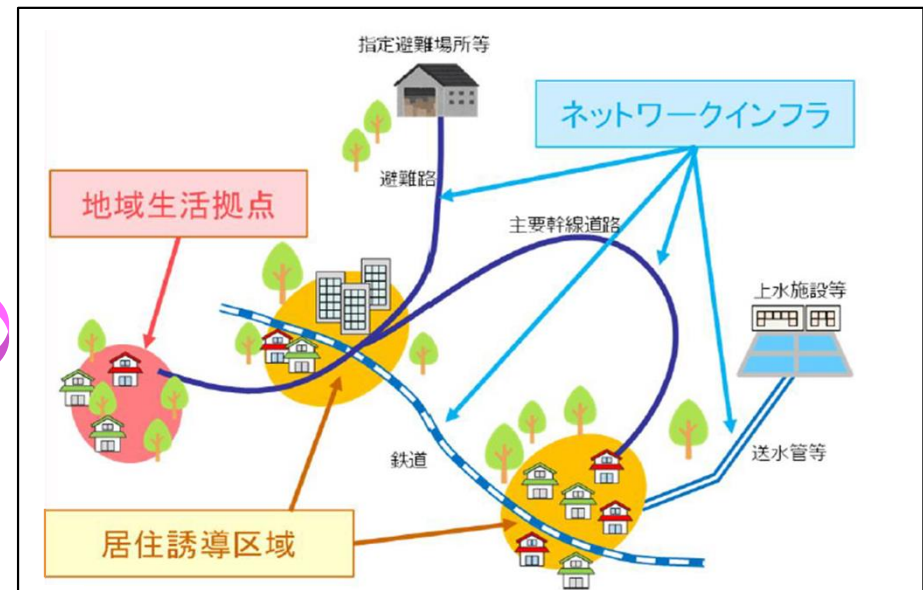
- まちづくり連携砂防等事業
- 都市再生整備計画関連事業

- 土砂災害等の災害リスクの高いエリアからの居住地の誘導に加え、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、地域生活の拠点となるエリアを保全する対策を計画的・集中的に実施することにより、早期の防災まちづくりを推進。
- 補助対象は、都道府県が実施する「居住誘導区域・地域生活拠点を保全するための砂防事業」、「これらに接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業」等。
- 事業実施のためには、市町村管理構想において「地域生活拠点」を位置づけること等が必要。

地域生活拠点等におけるソフト対策の実施 (管理構想における地域生活拠点の位置づけイメージ)



地域生活拠点等におけるハード対策の実施 (本事業の補助対象のイメージ)



地域生活の拠点となるエリアにおいて、にソフト対策による**災害リスクの回避**とハード対策による**災害リスクの低減**を組み合わせた施策展開を図ることで、早期の**防災まちづくりを実現**。

(採択基準等)

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの。(略)

(1) 次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、(略)③については市町村管理構想に、次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。

【保全対象】

① 略

② 略

③ 市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域

【記載事項】

イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域

ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標

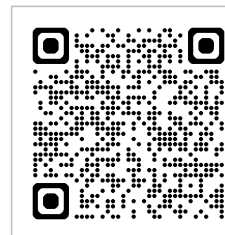
ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

(2) 上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等

また、本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。

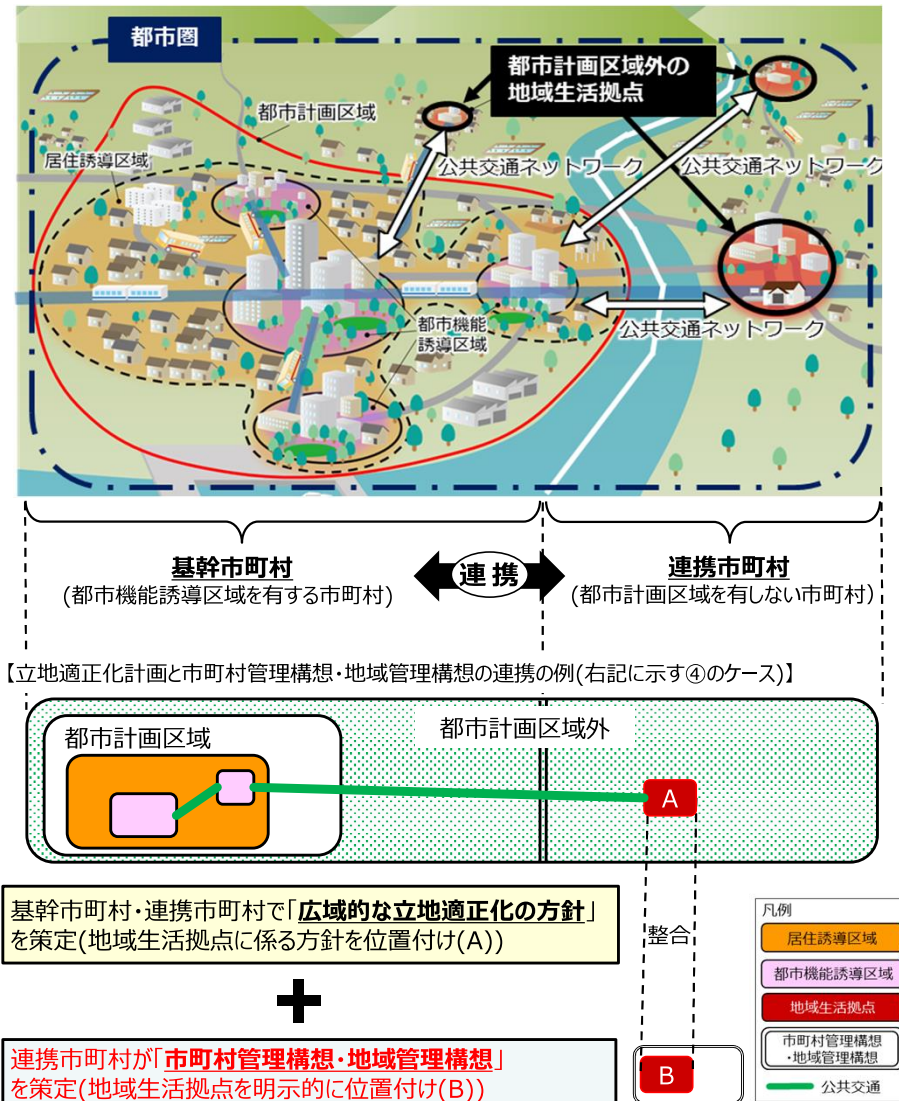
【ご参考】砂防関係事業の概要(令和6年度)

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2024.pdf



【R5拡充】都市再生整備計画関連事業【都市圏コンパクト化に向けた地域生活拠点の形成支援】

○都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援。



施行地区要件

※地域管理構想関係部分を赤塗

○都市計画区域外の地域生活拠点

地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分）。

【都市構造再編集集中支援事業①②、都市再生整備計画事業③④、まちなかウォークブル推進事業①～④、都市・地域交通戦略推進事業①～④】

- ① 基幹市町村の立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域。
- ② 基幹市町村の立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、拠点として位置付けられた区域。
- ③ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- ④ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

○上記①～④と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通ネットワーク

【都市・地域交通戦略推進事業】

○「立地適正化計画」又は「広域的な立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」をともに作成し、整合が図られている場合、**重点配分**。

【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォークブル推進事業】

支援対象の追加

○地域生活拠点において、**誘導施設相当施設**を新たに**基幹事業に追加**。

【都市再生整備計画事業】

○現行で立地適正化計画を要件としている事業*について、地域生活拠点に位置付けられた地区で実施するものを含めて支援対象に追加。【都市・地域交通戦略推進事業】

*交通まちづくり活動推進事業、駐車場の整備、歩行空間の整備、歩行活動の増加に資する施設の整備、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備、鉄道施設等の整備

補助率かさ上げ(1/3→1/2)【都市・地域交通戦略推進事業】

○地域生活拠点に位置付けられた地区で実施する事業及び地域生活拠点に位置付けられた地区と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通に係る事業について、補助率をかさ上げ。

(参考①)都市再生整備計画(旧まちづくり交付金)とは

○都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象として、市町村が作成することができる。

基幹事業 (29種類)

基盤整備

- ・道路 ・公園 ・河川 ・下水道
- ・区画整理事業 ・再開発事業

施設整備

- ・地域生活基盤施設
- ・高質空間形成施設
- ・高次都市施設 ・誘導施設
- ・既存建造物活用事業
- ・エリア価値向上整備事業
- ・滞在環境整備事業 等

※事業により選択できない基幹事業あり

選択

提案事業 (3種類)

基幹事業に 関連するソフト事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

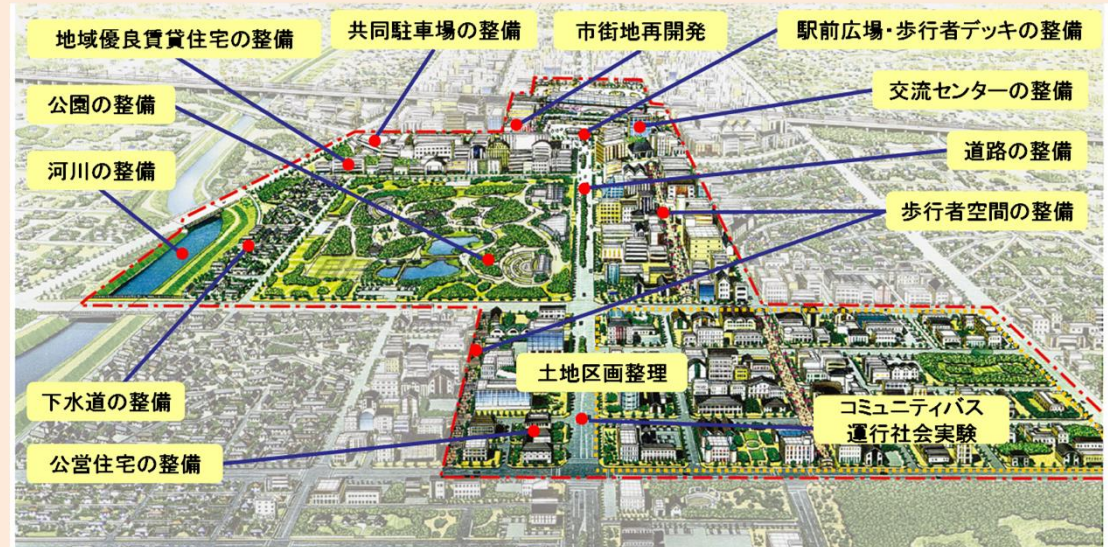
※提案事業のみの実施は不可

居住誘導促進事業 (都市構造再編集中支援事業のみ)

官民連携まちづくりの取組 (協定制度等)

都市再生整備計画

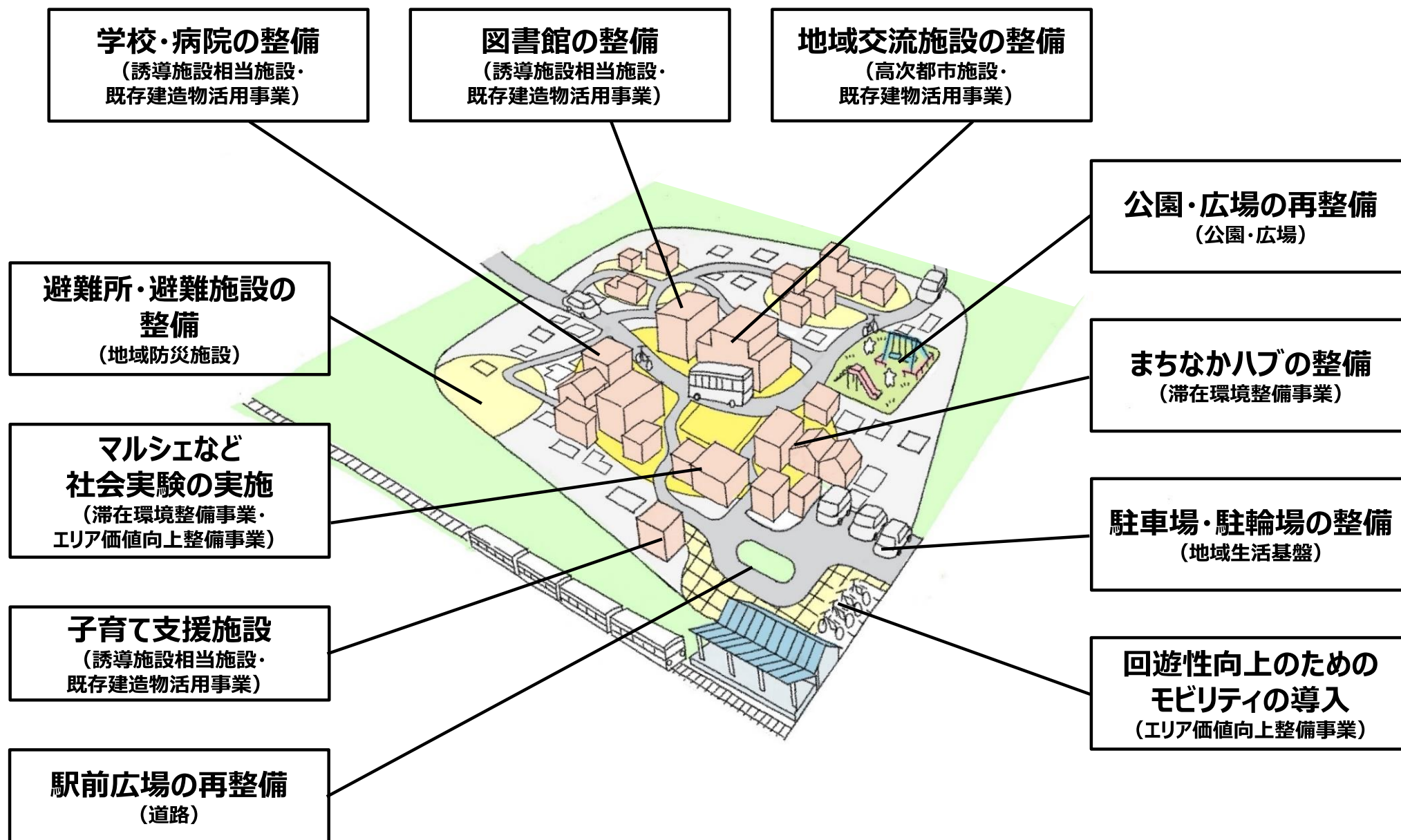
- ・まちづくりの目標 ・目標を定量化する指標 ・目標達成のために実施する事業
- ・計画の区域、面積 ・計画期間 (おおむね 3 ～ 5 年) 等



都市再生整備計画関連事業による国からの予算支援

都市再生整備計画に基づき実施するまちづくりのイメージ

- ・にぎわいと活力のあるまちづくり
- ・ウォーカブルなまちづくり
- ・少子高齢化に対応したまちづくり
- ・観光資源を活かしたまちづくり
- ・環境に配慮したまちづくり
- ・災害に対して強靱なまちづくり
- ・復興まちづくり
- ・公共交通を活かしたまちづくり
- ・健康・医療・福祉のまちづくり
- ・歴史・文化に配慮したまちづくり
- ・官民連携のまちづくり
- ・先進的技術を活用したまちづくり
- ・既存ストックを活用したまちづくり
- ・身近なエリアの価値向上に資するまちづくり
- ・エリアマネジメントによるまちづくり 等



-
- ④管理構想に位置付けた取組を実施する上で活用可能な事業
○最適土地利用総合対策(農林水産省)

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業【①、③、④は令和6年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

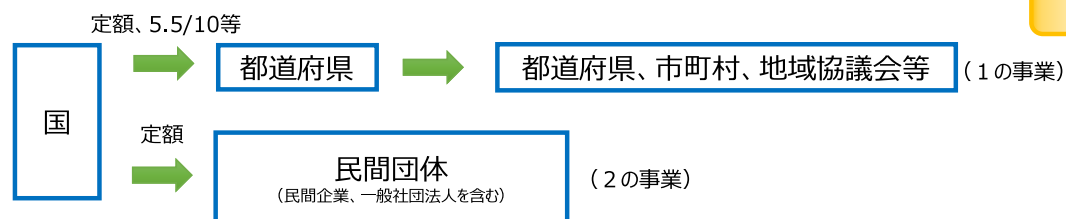
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和6年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整

【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

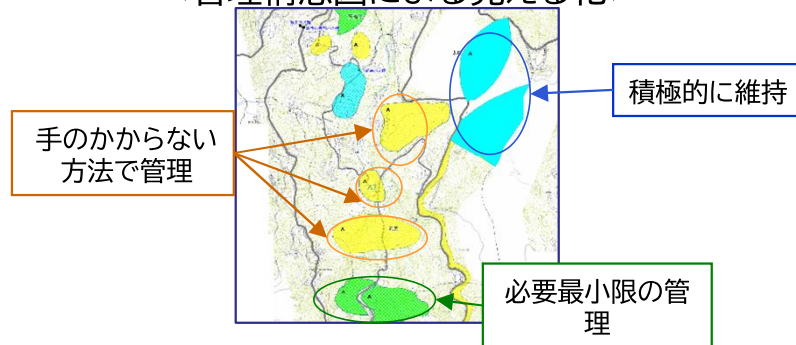
【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

地域管理構想、最適土地利用総合対策(土地利用構想)について、相互に活用することにより、作業の効率化を図りつつ、実効性のある地域づくりが可能。

「地域管理構想」の検討の際に 「土地利用構想」を活用

- ①「土地利用構想」の話し合いの場を活用して地域管理構想も検討
- ②「土地利用構想」を土台に「地域管理構想」を検討
- ③「土地利用構想」の話し合いの場に出た意見、内容・取組の成果等を活用

<管理構想図による見える化>



「土地利用構想」の検討の際に 「地域管理構想」を活用

- ①「地域管理構想」の話し合いの場を活用して「土地利用構想」も検討
- ②話し合いの場で農用地の利用・保全に直接関係のない地域住民も参加して、地域全体の将来像「地域管理構想」も検討
- ③「地域管理構想」で検討した農地の内容を抽出して「土地利用構想」に反映することによる作業の短縮化

<土地利用構想の策定>



双方の取組をそれぞれ活用することにより、
 ・地域に密着した実行性のある地域管理構想・最適土地利用総合対策(土地利用構想)の取組により、地域の持続性確保に繋がる
 ・協議の短縮、地図作成等の事務負担の軽減に繋がる

	地域管理構想(国交省)	最適土地利用総合対策における 土地利用構想(農水省)
対象範囲	合意形成の可能な範囲で設定	中山間地域等における複数集落
作成主体	地域住民、自治会、公民館、農村RMO等	都道府県、市町村、地域協議会等
主な対象エリア	農地、森林、宅地などの地域全体	農地
記載事項	1 地域の現状と将来予測 ①地域資源 ②土地利用課題の現況 ③将来予想図 2 地域全体の土地利用の方向性 3 管理構想図 4 行動計画表 5 地域としてのルール 6 取組の進捗管理体制	1 土地利用の方向性 ①地区の現況と課題 ②営農を続けて守るべき農地に関する事項 ③粗放的利用を行う農地等に関する事項 ④①～③を踏まえた土地利用を実現するための取組に関する事項 2 土地利用構想図 ①地域内の土地利用の区分 ②本事業で行う整備範囲(任意) ③連携する事業の実施範囲(任意) 3 整備計画(任意)
相互活用時の留意点	地域管理構想 → 土地利用構想・・・「地域管理構想」の内容のうち、農地部分を抽出して「土地利用構想」に記載。 土地利用構想 → 地域管理構想・・・「土地利用構想」を土台に、農地以外の森林・宅地を含めた地域全体について検討し、「地域管理構想」を取りまとめる。	
詳細情報	・記載方法の詳細については、「市町村管理構想・地域管理構想 策定の手引き」を参照。 ○国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kudoseisaku_tk3_000137.html	・最適土地利用総合対策の事業実施主体、事業実施対象となる区域・地域等の詳細については「最適土地利用総合対策実施要領」を参照。 ・地域管理構想の内容を踏まえ交付金を申請する場合は、上記要領に記載の要件に適合について確認が必要。 ○農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html